

## 平成 28 年度介護従事者処遇状況等調査の実施について (案)

平成 28 年度介護従事者処遇状況等調査については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

### 1 調査の目的

介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時期及び公表時期

#### (1) 調査時期

平成 28 年 10 月

(参考：平成 27 年度調査の調査時期は平成 27 年 10 月)

#### (2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における調査結果の公表は、平成 29 年 3 月を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

(参考：平成 27 年度調査の公表時期は平成 28 年 3 月)

### 3 調査対象及び抽出方法・抽出率

#### (1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

(平成 27 年度調査と同じ)

(2) 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出 (平成 27 年度調査と同じ)

(3) 抽出率：別表参照

### 4 調査項目

#### (1) 施設・事業所票

給与等の状況、介護従事者等の処遇状況、利用者数 等

#### (2) 従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金の額 等

## 5 調査項目等の変更について

平成 28 年度調査においては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の取得が困難な理由及び介護職員処遇改善加算を取得しない理由について、さらに具体的な事情を把握するための調査項目を設けることとする。

なお、その他の調査項目については、調査年度の修正等、形式的な変更を除き、平成 27 年度調査からの変更は行わない。

### 介護従事者処遇状況等調査の変更点

	平成 25 年度調査	平成 27 年度調査	平成 28 年度調査
調査の目的	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする	同 左	同 左
調査対象施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・訪問介護事業所</li> <li>・通所介護事業所</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> </ul>	同 左	同 左
調査対象者	調査対象施設・事業所に在籍する <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員</li> <li>・看護職員</li> <li>・生活相談員・支援相談員</li> <li>・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・機能訓練指導員</li> <li>・介護支援専門員</li> </ul>	事務職員、調理員、栄養士を追加	同 左
調査の方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査時期：平成 25 年 10 月</li> </ul> 調査対象施設・事業所に平成 24 年と平成 25 年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査時期：平成 27 年 10 月</li> </ul> 調査対象施設・事業所に平成 26 年と平成 27 年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査。 これに加え、勤続 1 年未満の者も調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査時期：平成 28 年 10 月</li> </ul> 調査対象施設・事業所に平成 27 年と平成 28 年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査。 これに加え、勤続 1 年未満の者も調査

	平成25年度調査	平成27年度調査	平成28年度調査
処遇改善 加算	○処遇改善加算の届出を行わない理由 いずれの加算（旧加算（Ⅰ）～（Ⅲ））の届出も行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査	○処遇改善加算の届出を行わない理由 同 左	○処遇改善加算の届出を行わない理由 左に加え、いずれの加算の届出も行わない理由のうち、「 <u>対象の制約のため困難</u> 」、「 <u>事務作業が煩雑</u> 」と回答している事業所について、さらに具体的な事情を調査
		○処遇改善加算の届出を行わない理由 左に加え、新加算（Ⅰ）の届出を行わない理由を調査	○処遇改善加算の届出を行わない理由 左に加え、新加算（Ⅰ）の届出を行わない理由のうち、 <u>キャリアパス要件（Ⅰ）又はキャリアパス要件（Ⅱ）を満たすことが困難</u> と回答している事業所について、さらに具体的な事情を調査
	○給与等の引き上げ以外の処遇改善 平成25年4月～9月までに実施した給与等の引き上げ以外の処遇改善の状況を調査	○給与等の引き上げ以外の処遇改善 平成27年4月～9月までに実施した給与等の引き上げ以外の処遇改善の状況を調査	○給与等の引き上げ以外の処遇改善 平成28年4月～9月までに実施した給与等の引き上げ以外の処遇改善の状況を調査
○特別事由届出書 なし	○特別事由届出書 平成27年4月～9月までの間の特別事由届出書の提出の有無、賃金水準の引き下げ手法を調査する	○特別事由届出書 平成28年4月～9月までの間の特別事由届出書の提出の有無、賃金水準の引き下げ手法を調査する	

## 抽出率

	施設・事業所数	平成28年度 処遇調査	平成27年度 処遇調査	平成25年度 処遇調査	平成24年度 処遇調査
介護老人福祉施設	7,549	1/4	1/4	1/4	1/4
介護老人保健施設	4,199	1/4	1/4	1/4	1/4
介護療養型医療施設	1,331	1/4	1/4	1/4	1/4
訪問介護	33,243	1/20	1/20	1/20	1/20
通所介護	43,364	1/20	1/20	1/20	1/20
居宅介護支援	39,477	1/20	1/20	1/20	1/20
認知症対応型共同生活介護	12,973	1/10	1/10	1/10	1/10

※ 施設・事業所数は「介護給付費実態調査（平成28年3月審査分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）の請求事業所数

※ 本調査は、政府統計の一般統計調査であり、総務大臣の承認を受ける必要があるため、審査の過程で抽出率等調査事項について変動があり得る。

	介護職員	訪問 介護員	サービス 提供者 責任者	看護 職員	生活相 談員・ 支援相 談員	PT・O T・ST 又は 機能訓練 指導員	介護支 援専門 員	栄養士	調理員	事務 職員
介護老人福祉施設	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	1/5	-	-	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
介護療養型医療施設	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	-	1/4	1/1	-	-	-	-	-	-	1/1
通所介護	1/2	-	-	1/1	1/1	1/1	-	1/1	1/1	1/1
居宅介護支援	-	-	-	-	-	-	1/2	-	-	1/1
認知症対応型共同生活介護	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	-	-	1/1